「総合教育技術」2012.5月号
（小学館）

徹底検証

「橋下教育改革」これまでの経緯と論点

「アジアとの競争に勝てる人材育成を目指す」。橋下徹・大阪市長は大阪府知事に就任した2008年2月以降、一貫して競争主義を基本とする教育改革を進めてきた。府知事時代には府立高校の進学校トップ10を「エリート校」に指定。小中学校の全国学力テストでは、文部科学省の方針に反して市町村別の結果を公開した。

こうした手法は、反対派からはヒトラーの政治手法になぞらえて「ハシズム」とも揶揄される。強い批判をはねのけて教育改革を断行しようする背景には、「公務員は身分保障が前提になっていて、仕事のモチベーションに欠ける」という問題意識がある。2月府議会には、そんな橋下教育改革の集大成として地域政党「大阪維新の会」とともに原案を練った「教育行政基本条例案」と「府立学校条例案」の「教育2条例案」が提出され可決された。市議会にも近く、同様の内容の条例案が提出されることが決まっている。賛否両論を巻き起こしている両条例案を中心に橋下教育改革の論点を整理してみたい。

教育委員会への強い不信感と首長権能の強大化

教育2条例の「懸念」として反対派から指摘されるのは、「首長権能の強大化」と「教育格差拡大」だ。

地方教育行政法では、教育の政治的中立性の確保と教育行政の安定を目的として、教育行政を首長とは別の執行機関である教育委員会に委ねている。これに対して橋下市長は「教育の政治的中立性の下に聖域化されてきた教育行政の民主化」をうたい、教育委員会の裁量統制の必要性を説く。校長の公募や教職員の評価なども首長が行うとしており、必然的に首長権能が大きくなる。

そもそも首長による教育委員会の裁量統制は認められるのか。この点について文科省は、府教育委員会からの問い合わせに「教育委員会の職務権限について首長が目標を設定することは地方教育行政法上おかしい」と回答。さらに「首長の権限の外にある目標を実現できなかったからといって、教育委員を罷免する理由にはできない」と付言した。

それでも橋下市長が裁量統制を必要とする主張の根幹には、教育委員会への強い不信感がある。

大阪府は07、08年の全国学力テストで、小中学生とも40位前後にランクされた。これを受け当時府知事だった橋下市長は「教育非常事態宣言」を表明。「府教育委員会は『方策を取る』と言ったのに、まったく改善されていない」と糾弾した。

さらに橋下市長は、大阪の学力低迷の原因を「教育の世界を教育委員会が仕切り、その保護の下に公立学校が置かれている結果、教育の質を高める取り組みができていない」と分析。学校教育や教育行政に風穴を開け、民意を反映する仕組みをつくらなければならないという考え方を明確に示し

府市統合本部の会合で発言する橋下徹大阪市長（右）と松井一郎大阪府知事。

これまでの経緯

大阪維新の会が、2月府議会に提出した「教育2条例」の原型「教育基本条例案」の概要を公表したのは、昨年8月22日。「教育への民意の反映」を目的とし、骨子を▽知事は府教委との協議を経て目標を設定し、教育委員が目標実現の責務を果たさない場合、議会の同意を得て罷免できる▽府立高校の正副校長ポストを任期付き採用ポストに切り替え、公募を前提に多様な人材を登用。人事権を与え、教科書も採択できる▽定数を3年連続で下回り、改善の見込みがない府立高校は統廃合▽人事評価をS（5%）・A（20%）・B（60%）・C（10%）・D（5%）の5段階評価とし、2年連続D評価の職員は分限処分の対象にする▽同一の職務命令に3回違反した職員は分限免職にする▽職制・定数の改廃、予算の減少で余剰人員が生じた時は分限免職できる―とした。

罰則規定を色濃く打ち出した条例案に、現場や教育委員会からは「教員や教育委員会が無力化し、教育が政治の一部となりかねない」と反発の声が上がった。双方の溝は埋まらず、昨年11月に教育改革を争点の一つにして大阪府知事・大阪市長のダブル選挙が行われた。その結果、維新の会の橋下前知事が大阪市長、松井一郎氏が大阪知事に就任した。

条例案に対しては文部科学省が「地方教育行政法に抵触する」との見解を提示。「首長が教育目標を設定する」とした部分について、首長の権限は大学や私立学校などに限られ、首長の権限に属さない教育目標の設定はできないと苦言を呈した。それでも2月府議会には「5段階の人事評価を絶対評価に変更」「2年連続最低評価の教員を分限免職とする規定を削除」―など基本条例に修正を加えた教育2条例が提出され、可決された。

橋下市長は2月市議会に教育2条例案とほぼ同内容の条例案を提出する予定だったが、各会派から「実質的な審議時間が2日しかない」などの声が上がり、採決は見送られた。最大会派の大阪維新の会と第2会派の公明が、条例案を審議することで合意しており、5月議会で修正協議が行われ、府議会に続き市議会でも可決される可能性が高い。

た。

こうした政治手法に、反対派の教育関係者・識者らは「政治のトップが教育に口を出せる体制をつくり、言うことを聞かない教育委員や教員を排除するのであれば、戦前、戦中と変わらない」と猛反発。「激しい国際競争に対応できる人材は、激しい競争原理がしっかりと働いているような環境の中でこそ育成が可能となる」という橋下市長の発想を、学校現場にそのまま導入することは許されないという立場を維持している。

競争原理か教育の機会均等か

教育2条例で明記されている「学区制廃止」や「高校統廃合」について、反対派は学校間の格差が進むと指摘している。進学高・名門高に人気が集中することで、通学費などの教育費負担が増大し、貧困層の教育環境悪化が危惧されるという指摘だ。また、定員割れを防ぐには、進学実績など目立った成果を出す必要があり、「手のかかる生徒に時間を割くのは効率が悪い」と劣等生が切り捨てられ、教育格差が拡大するという指摘もある。

一方、財界には「学校間の競争原理が導入され、教育の質の向上が図れる」との橋下市長の主張に賛同する意見が根強い。日本経団連は05年に発表した「これからの教育の方向性に関する提言」の中で、現在の日本の教育について、「学校経営や教育のノウハウを有する主体が新規参入できず、学校間の競争の低下に結びついている」「児童生徒や保護者、社会のニーズに適切に応えなくても学校が存続できる構造になっている」「学校や教員の取り組みを評価し、評価を踏まえて改善するというシステムが根付いていない」――などと指摘。国際競争の激化という事態に学校と教員を対応させるため、学校間や教員間にも競争原理を導入し、競争の結果について徹底した評価を行って学校や教員を処遇する仕組みをつくることを求めた。橋下市長の主張と非常によく似ている。

財界の支持者が多い背景には、会社経営者が、企業が社員を丸抱えしてオン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内教育）で育てる日本の風土を疑問視している現状もある。「職場内教育では企業の枠を超えた人材は育たず、世界に通用する自由な人材を育てるためには、公教育の見直しが急務」という実感を、多くの経営者が抱えているという。

全国に広がる? 橋下流教育改革

橋下市長は知事在任時の11年6月、府内の公立学校教職員に君が代の起立斉唱を義務付ける「君が代起立条例」を、全国で初めて成立させた。「我が国と郷土を愛する意識の高揚」「服務規律の厳格化」などを目的に掲げ、「学校の行事において行われる国歌の斉唱にあっては起立により斉唱を行うものとする」と明記した。

君が代斉唱をめぐっては今年1月、斉唱拒否による懲戒処分取り消しを求めた東京都教員らの訴訟で、最高裁が「学校の規律の見地から重すぎない範囲での懲戒処分は裁量権の範囲内」とし、処分自体は違法ではないとの判断を示した。

今年度の府立学校卒業式では、21校で計29人の教職員が君が代斉唱で起立せず、懲戒処分を科されることになった。不起立だけでなく、ある学校では口元を見て実際に歌っているかどうかを確認したとの報道もあり、最高裁の判断に従いながらも積極的に違反者を捜し出す行為が散見され始めたともいえる。

教育2条例案からは、不起立を想定した「同一の職務命令に3回違反すれば分限免職」との条文が削除されているが、橋下市長は処分者に対して「府民の税金で飯を食っていることを考えて、直ちに辞めてもらいたい。公務員という身分を外して、自分たちの歴史観で自由に振る舞ったらいい」と述べるなど、処罰に対する厳しい意向をうかがわせている。

是非は別にして、橋下市長のこうした姿勢が教育現場に強い緊張感をもたらすのは間違いない。また、次期衆院選に向けた大阪維新の会の公約集「船中八策」の骨格の中では、大阪の条例を発展させ法制化するとうたっている。君が代起立条例や教育2条例の行方は、大阪だけの問題にとどまらない。

次ページからは、賛成派、反対派、それぞれの考えを聞く。

【教育2条例案の要旨】

◇教育行政基本条例案◇

（前文）
大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、子どもたちが、育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるよう、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいかなければならない。

（教育目標）
知事は、府教委と協議して教育振興基本計画の案を作成する。基本計画には目標及び施策の大綱を定める。

（教育委員の罷免）
教育委員は目標達成に向けた取り組みについて、自ら点検・評価しなければならない。知事はその結果に基づき罷免理由に当たるか判断する。

（付則）
12年4月1日から施行。

◇府立学校条例案◇

（統廃合）
入学志願者数が3年連続で定員に満たない高校で、改善の見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。

（学区撤廃）
高校の通学区域は、14年4月1日から府内全域とすることに向けて設定の見直しを行う。

（学校協議会）
保護者らとの連携協力、学校の運営への参加の促進や保護者らの意向反映のため、府立学校に学校協議会を置く。協議会は、学校経営計画▽学校評価▽教員の授業や教育活動に関する保護者意見の調査審議――を協議し、意見を述べることができる。

（校長の公募）
校長の採用は、原則として公募（職員からの募集を含む）により行う。職員以外の者は、任期を定めて採用する。

（教員の評定）
教員の勤務成績の評定は、生徒や保護者による授業評価を踏まえ、校長の評価に基づき行う。

（保護者の申し立て権）
校長は保護者の意見の調査審議の結果を踏まえ、指導が不適切な教員に対して指導し、必要に応じて府教委に必要な措置を講じるよう申し出ることができる。府教委は、改善が不十分と認める教員に対し、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

（施行期日）
12年4月1日施行。ただし校長の公募と教員評価の規定は13年4月1日施行。

写真提供／共同通信社

賛成

これは学校が学力をつけられる教育機関となるための改革だ

大阪府教育委員●陰山英男

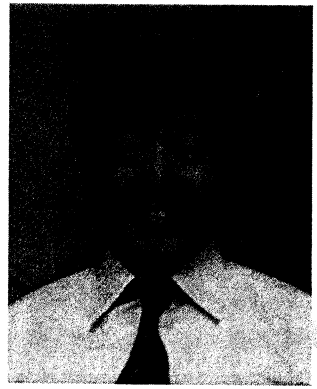

1958年兵庫県生まれ。岡山大学法学部卒。反復練習で基礎学力の向上を目指す「陰山メソッド」等の多様な実践で脚光を浴びる。現在、立命館大学教育開発推進機構教授（立命館小学校副校長兼任）。大阪府教育委員。『本当の学力をつける本』（文藝春秋）『陰山メソッド徹底反復』シリーズ（小学館）等、著書多数。

多くの方が誤解をされているようですが、当初の条例案は「大阪維新の会」の法律関係者が条文をつくったといわれるものです。それに対し、今回、成立した条例は、教育委員会の事務局が原案を作成しています。ですから、当初、私が反対した案のように、上位法令を飛び越した違法性のある条例をつくるはずもなく、その点が、まず決定的に違います。

問題をあおりたい新聞は、「文章は柔らかいが内容は変わらない」という論調で書きたてていますが、きちんと読む方が読めばおわかりいただけると思います。

この条例の原案は、議会提出前に府市統合本部で検討され、追加が盛り込まれたのですが、ここで、議論になったことは2点です。

ひとつは、教育委員の罷免に関する条文を入れるということです。しかし、これについても、一方的な罷免ではなく、教育委員が自己評価を行い、それに対して知事が考えるということですし、条文にも「地方教育行政法の…」と示していますから、よほどのことがない限り、罷免は起こり得ないでしょう。

もうひとつは、高校の学区の撤廃です。これについては条文に入れ、最終的には議会が決めるということになりました。ですから、責任をとるのは、それを決定した議会ということになったわけです。

当初の条例案から問題にされていた、首長による目標の設定については、教育振興計画等を教育委員と首長が議論をして決めることになりました。ですから、委員会事務局と府・市の担当部局が話をするわけですし、議論をして決めた計画や目標に対して、首長側が責任を持って予算をつけることにもなります。

「計画や目標に首長の意見が反映されると政治的な介入を受ける」という人がいますが、それをいえば、どの自治体でも、予算上の理由から首長の介入を受けていました。それならば、教育委員会とともに議論をした上で、予算を確保してもらうほうがよいでしょう。

また、教育振興計画策定の過程で、教育委員と首長の意見が分かれた場合は、その旨も併記した上で、議会に示すことになっていますから、透明性も担保されます。

その他、私が問題にした、管理職の公募についても、現場からの昇進も認められるし、他所から優秀な人を連れてくることもできるようになり、保護者にとっても、よりよい形になったと思っています。

現実に合った実践を進めることが大切

今回の条例以外の問題でいえば、君が代の問題は、不起立のほうが非合法です。懲罰の程度については議論があると思いますが、だからといって、不問に付していい問題ではありません。「政治的な介入が問題だ」と、イデオロギー問題にする人がいますが、「思想信条の自由があるから不起立でいい」というのは、法的に間違っています。

君が代を歌ったかどうかという問題については、新聞報道では、口元を見てまわっていたかのようなことになっていますが、当該校長が、たまたま見ていたら歌っていない人がいたので、教員を呼んでたずねたということです。その顛末については、橋下市長のツイッター等で確認できますので、興味がある方は確認してみたらいいと思います。

学力調査の結果公表については、府がどうこういうことではなく、あくまで設置者である市町村が考えることです。しかし、これまで十分に学力をつける取り組みをしてこなかった現場では、結果の公表は、現段階では必要だと思っています。

ただ、学力調査を長年続けると、学習そのものがテスト対策化していく可能性があります。そうなったときには、学力調査自体をやめてしまってもいいと思います。調査があるのがいい、ないのがいいという単純な議論ではなく、状況を見ながら判断して変えていくことが大切です。

そのために、教育委員会は民意の代表者である首長と議論をしながら、絶えず、現実に合った教育を考えていくのです。

学校教育が担うべきものは学力

最後に、なぜこうした条例等の改革が必要かというと、残念ながら、大阪の現場には問題のある教師がいるからです。もちろん、優秀な教師もいますが、本当に指導力の低い教員もいるのです。加えて、これまで十分な授業研究がなされてきていませんでした。その結果、学力調査結果が全国最低クラスでした。しかも、その結果が出た後も変わろうとしない教師たちがおり、府民から「改善する気がないのか」と思われても仕方ありません。

逆説的な言い方になりますが、私たち教育委員が大阪に来てから、学力定着状況は改善してきています。それは、やれることをやっていなかったからだとも言えるのです。

そういうと、「学力だけが教育の課題ではない」という人もいます。しかし、教育の目標と学校教育の目標を混同してはいけません。例えば、人格の陶冶については家庭教育も社会教育も担うのです。では、学校教育が中心的に担うべきは何かといえば、学力です。まず、学校は学力を十分につけた上で、他の部分も伸ばしていけばいいのです。

そういう問題のある現場を変えるための改革が、今、大阪でなされているのです。

反対

つながりを分断する新自由主義的手法では教育はよくならない

元大阪市教育委員長・元毎日新聞論説委員●池田知隆

1949年、熊本県生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。1973年、毎日新聞入社、教育問題にも長く関わり、論説委員を経て、2009年定年退職。2007年2月～11年2月、大阪市教育委員（うち教育委員長2期2年）。現在、追手門学院大学客員教授等。昨秋の条例案公表直後に、編著『どうなる！大阪の教育』（フォーラム・A）を出版。

昨秋に出された条例案に比べ、新たな条例は、表現も柔らかくなっていますし、法的な問題は表面的には見えません。しかし、教育振興計画や目標の設定などで、実質的に政治介入をすることは実現しています。

しかも、大阪市で学校ごとに学力調査結果を公表し、学校選択制を導入することなどを表明しており、橋下氏は学校同士を競わせる、極めて新自由主義的な手法をとろうとしています。同様の手法は、アメリカでもイギリスでも失敗しているのに、なぜそれを2周遅れくらいで後追いをするのかわかりません。

確かに、大阪府の学力調査結果は、昭和の1桁台から、最下位クラスにまで落ち込んでおり、東京や京都等の大都市には同様の傾向がないことを見ると問題と言えるでしょう。

しかし、そうした結果になるには、大阪が抱える独特の問題が存在しているのです。例えば、生活保護受給率は、5・63％（2011年）と、全国平均の3・5倍。就学援助率は3人に1人の割合です。また、外国人に寛容な社会であり、大阪市では外国籍の子どもが1校平均で10人程度。学習上、日本語指導が必要な子どもが小中学校で約320名いるのです。

そうした状況下で、教員も一生懸命取り組んで、疲れきり、大阪市の教員の精神疾患による休職率は、1・51％（2008年度）で全国平均の3倍近い数に上ります。しかし、橋下氏はそれを知ると、大阪の休職審査をもっと精査するようにと指示を出しました。彼は、経済的な困難さや、学校にクレームをつける保護者の存在といった現実を見ずに、教員が、ただ怠けていると考えているのです。

大阪大学の志水宏吉教授も指摘する通り、学力の問題の根底には「つながり格差」があり、子どもを取り巻く環境のつながりが切れていることが問題なのに、支え合い、助け合い、学び合うような発想がどこにもありません。

けれども、3・11以後の日本社会は、地域社会、コミュニティを築き直そうとしており、橋下氏のやり方は、時代の潮流に合いません。

彼は「住民参加で、民意を反映させたい」と言います。その言葉はきれいで当然のことのようですが、実態は何かというと、消費者主義であり新自由主義です。それは、子どもと教員、保護者と教員、地域と教員、あるいは教員同士の信頼を分断する方向に作用しかねません。

しかし、課題を抱えた子どもたちが、本当に元気に育っていくには、まさに今の日本社会全体が志向しているように、仲間づくりを通した支え合いの仕組みが必要なのです。消費者主義や、個人主義を乗り越えて、新しい社会、新しい教育をどうつくっていくかというところに重点がなければならないのです

学校側から開いて信頼関係を構築

とはいえ、大阪の住民も、難しい社会状況の中で、何かにすがりたいという切実な思いがあり、そのために、彼が強く支持をされているのでしょう。

学校選択制にしても、都市の中で貧困問題のある地域は、その手法に頼る傾向があるように思えます。しかし、地域の安全や防災を考えると、公教育の段階で地縁を切る選択制を実施するのはいかがなものかと思います。

また、選択制を実施したとしても、現実的にはすべての子どもが希望の学校に行けるわけではなく、選択しなかった学校に嫌々行く子どもも出てきます。入学当初から敗北感を持って学校に行く子どもが出てくるというデメリットも含め、十分に検討した上で実施しなければならないことであるはずなのに、強い言葉で煽って、市民に夢を描かせる。期待感を煽っているわけです。

小中学生の留年問題にしても、彼は教育評論家の尾木直樹さんの話を受けて、思いつきで言ったのでしょう。しかし、OECDのレポートを待つまでもなく、子どもが自分の学年から離れてしまったときの敗北感が想像できない、彼の感覚自体が問題ではないでしょうか。

橋下氏は、教育基本条例（を中心とする教育改革）のねらいは住民主体の学校づくりだとツイッターで言っています。しかし、一定の社会のつながりがないままで民意主導というと、民意はただの圧力、単なる攻撃に変わる危険性が高まります。

前段となるつながりの構築に時間を割かず、学校協議会によって多様なことを決めるとなると、その運営は難しい問題になるでしょう。場合によっては、個人的な要求を通し、教師を排除するための場になりかねません。

彼は、法律家として、合理的で、整理された方法でやっているのでしょうが、現実にはそうはいかないということです。教育は、経済や法律の視点だけでやろうとすると、やせ細ってしまう。それだけでは割り切れない因子がたくさんあるのです。教育の豊かさとは何かを見直し、学校で伸びやかな雰囲気を育ててほしい。

現在、大阪で進められている改革には、そうした問題があるにせよ、府民の意識を考えると、各学校は橋下反対ばかりを言っていたのでは自分の首を絞めることになります。まずは、学校を橋下氏によって開かされるのではなく、自ら開いて保護者や府民と信頼関係を築く努力が必要です。そうでなければ、今後もズルズルと責められ続けることになるのではないかと思います。

賛成

教育現場に本当の政治的中立性を取り戻すための一段階

慶応義塾大学教授●小林 節

1949年、東京生まれ。憲法学者、法学博士、特認弁護士。慶応義塾大学法学部博士課程単位取得後、ハーバード・ロー・スクール客員研究員等を経て、1989年より慶応義塾大学教授。改憲論者とされるが、リベラリストを自任し、何よりも広く自由に議論をする必要を説く。『憲法』(南窓社)、『憲法、危篇』(平沢勝栄共著、ベストセラーズ)等、著書多数。

「教育が政治的に中立でなければならない」というのは、教育の本質からも、教育基本法からも、さらに憲法に明示はされていませんが、教育の本質がそうある以上、憲法的にもそう言えると思います。なぜなら、教育は次の時代の主権者を育てる作業であり、主権者は心が自由でなければならないからです。そのため、教育委員会制度がつくられたことも、ご存じの通りです。

ところが、現実には教育委員会は政治的に公正中立な機関にはなり得ていません。政治的な中立を保つためには、すべてを公平に反映するか、すべてから遠ざかるということになるのですが、日本の教育委員会は、後者を選択し、無色透明であろうとしました。

その結果、学校現場を野放し状態にし、(現状は自治体によって差異はあるものの)日教組という強い思想性を持った団体の自由にされてしまったのです。

しかし、日教組の党派性に正当性はありません。一方、選挙で選ばれた橋下氏の党派性には、教育を一旦あずかる資格はあると思います。つまり、大阪で行われていることは、教育現場に、政治的中立を取り戻す過程の一段階だと私は考えています。

しかし、繰り返しますが本当の中立性を維持することが重要で、もし橋下氏やその他の首長が、教育内容にまで深く踏み込み、自身の党派性をしみ込ませるような動きを見せれば、私は即座に反対をします。

反対者は誠実に向き合って議論せよ

問題のある教師に対する分限免職も、現在の制度は、あっても有効に使われないし死に法になっている傾向があります。現行の教育委員会制度自体も、分限制度を生かすことに馴染まず、あまり機能してきませんでした。そのため、わざわざ条例で示しているのだろうと思います。

とはいえ、当初の条例案は過激でした。教職員評価のように客観性の担保が難しいものを機械的に分け、下から5%にあたる最低評価を3回続けたら、分限免職というのは制度として荒すぎるし、人権問題になる可能性が高いものだったのです。

ただ、これも橋下流で、ここから議論を始めて「保護者等の訴えを受けて」というしかるべきところに落ち着いています。これは、手続きも慎重になっており、実質的にも説得力があるところだと思います。

この例を見てもわかるように、橋下氏は、論争で変わり得る人だと思います。当初、ショッキングなアドバルーンをあげておいて、そこから議論する人なのですから、反対意見を持つ人があるならば、誠実に向き合い、議論をすればいいのです。

その議論を封殺して現状維持しようというのは許されません。私自身、リベラリストであり、何についても公平、公正な場で議論をすることが重要だと常々説いており、右であろうと、左であろうと、議論を拒む全体主義者は認められません。

学力調査結果の学校ごとの公表にしても、これまで、過剰な自由と平等によって、緩んでいた学校に競争原理を持ち込むというのは、現状ではよいでしょう。

教師は子どもたちに学びの楽しさを伝えるための努力をしなければなりません。

一方、学ぶ側の子どもたちにとっては、勉強というのは楽しいだけでなく、苦しい面もあります。そのときに、時にデータを指標とし、モチベーションに変えながらがんばることも大切です。いずれ、社会に出れば同様に成果を示され、分けられることになります。その訓練期間中である学生の時期に苦しさにチャレンジすることは必要です。

人生では、あらゆることの相場を見ながら、自分の位置を確認したり、自分の価値を高めていったりすることの連続です。そのための、過程として学力調査の結果を比較しながら、自分自身の位置を確認し、高めていくことも必要なのです。

小中学生の留年については、形式上のレッテルが貼られるからやめたほうがいいと思いますが、一律護送船団方式ではなく、到達点に一定のフレキシビリティがあるというものならばいいと思います。それが、習熟度に応じた個別指導的なものであるならば問題ないでしょう。

理論倒れしない実務家橋下に期待

大阪に象徴されるように、日本の初等中等教育は緩んでしまっているし、歪んでしまっていると思います。それは、一面では将来の主権者である子どもの健全育成の問題だし、納税者が払った税金の無駄遣いの問題でもあるのです。それに対し、知事、市長として果敢にチャレンジする橋下氏の方向性は正しいし、政治家として極めて誠実だと思います。

しかも、彼は過激なアドバルーンをあげて、議論を招き、結果的に穏当なところに落とす手法を使うことが見えてきています。ですから、関係者はおおいに議論をして、しかるべきところに落とし、大阪に象徴される教育の現場が、健全化、活性化することになることを望んでいます。

彼は理論倒れしない現実的な実務家ですし、彼のチャレンジに期待しています。

反対

制度の問題と運用の問題を混同して危険な制度改正を進めるな

大阪大学大学院教授●小野田正利

1955年、愛知県生まれ。教育学博士。名古屋大学大学院研究科単位取得。長崎大学講師等を経て、2002年より現職。早くから保護者と学校の問題に取り組み、モンスターペアレントという呼称に反対して、学校と保護者のいい関係づくりを研究している。『イチャモン研究会』(ミネルヴァ書房)『親はモンスターじゃない』(学事出版)等、著書多数。

昨秋出された条例案は、法的に問題だらけのものでした。それが、行政の力を借りることにより、法的な不都合さは、一見解消したように見せてはいます。

しかし、最終的に首長は教育振興計画や目標の設定を、教育委員会と議論して策定することになっており、この条例を通して、橋下氏がやりたいことは、単に教育に関わる権力を手に入れることでしょう。

先日、地元テレビ放送で、選挙で選ばれた者が民意だと強調する橋下氏が「定めたい教育目標は何か」と質問を受けたとき、彼はこう答えています。「生きる力、生き抜く力ですよ」と。16年前から言い古されてきた、この言葉しか出てこないのです。また、学習指導要領に定められているものを、わざわざ目標に設定すること自体、意味がないものです。

つまり、明確な教育理念や目標は持っていないが、それを設定する権利を手に入れたいだけだということは明らかです。

人員整理の道具にもなり得る危険性

また、制度の問題と運用の問題を混同してしまっていることも大きな問題です。

例えば、保護者が学校に対して意見を言えることはいいことです。しかし、授業を改善してほしいということは、現行制度内でも言えることですし、むしろ、現在のほうが、より風通しのいい形で存在していたと言えます。それが、教職員の分限免職等と一緒になって条例で定められると、保護者がボソッと呟いた担任への不満に対し、管理職が「お母さん、それはルートに乗せましょうか?」と聞くことになり得ます。この制度がつくられると、非常に現場が窮屈なものになるのです。

小中学生の留年問題も、本人が外向けに話したことと、教育委員会事務局への指示は違ったようですが、実質が習熟度別指導のより弾力的な運用ならば、現行制度の中でも各校が個別指導等とも併せ、工夫しながらやっていることです。学籍が留まる留年ではないようですし、それなら珍しいことでも何でもないのですが、これについても、制度の問題と運用の問題が混同されていると思います。

そうやって、制度と運用を混同しながら、ただ既存の制度を壊していく。その上で、先に手に入れた、フリーハンドの権利によって、府民の反応を見つつ何でも思いつきでやっていくことが可能になってしまうのです。

そして、今後、もし何か問題が出てきたら、こう言い始めるのでしょう。「制度はいいのだが、運用が問題だ」と。例えば、教職員の分限免職で訴訟が起きたら、「学校協議会のやり方が悪い」と言うのかもしれません。本来、彼らがつくりかえた制度自体がそういう危うさを持ったものなのに、問題がそこにすり替えられてしまうのです。

また、学校選択制等の導入によって、現場を競わせる制度の問題も明確です。アメリカの落ちこぼれゼロ法(NCLB法、2002年成立)では、学校や教師は競争的な環境に置かれることで疲弊しました。また、子どもや保護者に選ばれなかった学校は廃校にされたのですが、数年後に結果を精査してみると、財政的な理由で現場の教員が解雇されていたことが明らかになっています。

つまり、目的と結果が違っていたわけですが、大阪でもこれと同じことがいくらでも起き得るのです。当初は「生徒・保護者に選ばれる努力をしなかったのが悪い」と言っていても、後から人員整理をするための取って付けた理由に変わり得るのです。

さらに問題なのは、ひとつの決まったスケールに合わない子どもはダメだと言っているようにみえることです。

現在の、日本の学校教育には、教科学習だけでなく、運動会・体育祭、文化祭、合唱コンクール等々があり、その多様な場で関わり合い、認め合える多様性と寛容性があることにも大きな意味があります。学校の物差しが狭義の学力だけではないところに、他国の公立学校と違う大きな意味があり、これは、犯罪発生率が低いことにとも大きな相関関係があると思っています。

しかし、学力調査結果の公表や学校選択等によって、ひとつの物差ししかなくなると、課題を抱えた子どもも学校につなぎとめ、支えていた、多様性や寛容性の糊しろがなくなってしまうでしょう。

教育問題の特効薬はない

教育問題の特効薬はないということは、世界のあらゆる場所で(多様な教育改革の失敗によって)証明済みです。

ですから、もし教育委員会や学校現場に問題があるとすれば、何が悪いのか制度の運用を考えればいいのです。例えば、教育委員会制度にしても、名誉職的に会議に出るだけで現場を知らない人が教育委員にいるなら、そういう人を選ばなければいい。あるいはしっかり研修できるような常勤の制度にすればいいだけのことなのです。

学校と保護者や住民との信頼関係が足りないなら、わかりやすくなるような取り組みをすればいいのです。教科指導、生徒指導といった専門用語を、保護者たちにもわかる言葉に言い換えて、説明する取り組みは、私も現場で進めてきており、そういう取り組みを通して信頼関係が構築できているのです。

このように、運用で改善可能な問題が多いにもかかわらず、子どもも教師も保護者も地域住民も分断し、疲弊させるような制度改正はしてはなりません。

取材・文・撮影/矢ノ浦勝之